

質問に対する回答

委託業務名：令和8年度地域農業人材確保支援事業（お試し就農）

No.	項目	質問内容	回答
1	仕様書Ⅱ	今回業務の委託期間は令和9年3月31日だが、一定の事業成果が上がった際など、来年度以降の事業継続の可能性はあるか。	本事業は、国の地域未来交付金充当事業であり、令和7年度からの3か年事業の予定としています。ただし、会計年度独立の原則により、年度毎に予算措置をすること及び地域未来交付金の交付決定内容によるため、現時点で事業継続については断言できません。
2	仕様書Ⅲ－2－(2)－①	仕様書内に「お試し就農生は、就農に興味がある幅広い世代を対象とする」記載があるが、具体的な年齢の制限はあるか。	具体的な年齢の制限は付しません。
3	仕様書Ⅲ－2－(2)－③	お試し就農の実施に際し、パソコンを使用した業務を就農生に任せる可能性はあるか。	受入組織が求める業務の内容によっては、パソコンを使用した業務をお試し就農生に任せる可能性はあります。
4	仕様書Ⅲ－2－(1)	受入期間日数の中にはお試し就農期間中の休日も含まれるか。	就業規則や雇用契約で定めた月所定労働日数や週所定労働日数を基準とすることを想定しています。 例) 月所定労働日数22日の場合、1か月のお試し就農期間の受入日数は22日
5	仕様書Ⅲ－2－(2)－①	お試し就農生は基本的に仙台市在住の方か。周辺の市町村等も対象に含めることは問題ないか。	仙台市内在住とは限りません。

6	仕様書Ⅲ－２－(２)－①	面接の方法は、特に指定はなく、受注者にて決めた方法で良いか。	面接の方法や内容については、受注者が検討し、発注者に協議の上、実施いただくことを想定しています。
7	仕様書Ⅲ－２－(２)－③	雇用契約締結や労働保険に関する手続き等に関して必要に応じて社会保険労務士等の専門家へ依頼としているが、必要なフォローの範囲はどのようなことを想定しているか。また、フォロー対応の受付時間や対応方法などは受注者で設定しても良いか。	労働社会保険諸法令に基づく手続きや労務管理における相談やコンサルティング、講習会の講師等、専門家の資格や知見が必要なものを想定しています。また、フォロー対応受付時間や対応方法については、受注者での設定を想定しています。
8	仕様書Ⅲ－２－(２)－③	受注者が知り得た就業開始後の労使間トラブルに関しては、市への随時報告を行うが、トラブル解決は本業務の委託範囲外という認識で良いか。	労使間トラブルについては、本業務委託の範囲外とします。
9	仕様書Ⅲ－２－(２)－④	お試し就農生の通勤にかかる費用等は、お試し就農生の自己負担ということで良いか。	お試し就農生の通勤や宿泊等に関する費用は、お試し就農生の自己負担とします。